

令和2年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和3年8月

目次

1	令和2年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和2年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	元 年 度 実質収支
一 般 会 計	264,031,807	262,258,366	1,773,441	1,310,242	463,199	331,088
特 別 会 計	100,025,970	98,461,290	1,564,680	23,480	1,541,200	1,222,129
合 計	364,057,777	360,719,656	3,338,121	1,333,722	2,004,399	1,553,217

(総収益)

(総費用)

(純利益又は損失)

(当年度未処分利
益剰余金又は当年
度未処理欠損金)(前年度繰越利
益剰余金又は前年
度繰越欠損金)

企 業 会 計	71,323,621	67,128,330	4,195,291	-	15,098,866	8,034,077
---------	------------	------------	-----------	---	------------	-----------

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	2 年 度		元 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	1,773,441	238.0	745,109	96.8	1,028,332
翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源	1,310,242	316.5	414,021	102.1	896,221
実 質 収 支	463,199	139.9	331,088	90.9	132,111
単 年 度 収 支	132,111	-	△ 33,021	-	165,132
財 政 調 整 基 金 積 立 金	2,474,592	1,320.9	187,345	30.4	2,287,247
繰 上 償 還 金	2,750,000	66.1	4,159,900	179.3	△ 1,409,900
財 政 調 整 基 金 取 崩 額	-	-	-	-	-
実 質 単 年 度 収 支	5,356,703	124.2	4,314,224	139.0	1,042,479

(単位：千円、%)

区 分	2 年 度		元 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	224,411,064	97.3	230,631,718	95.4	△ 6,220,654
債 務 負 担 行 為 額	22,613,741	77.8	29,079,878	153.6	△ 6,466,137
主 要 3 基 金 年 度 末 現 在 高	28,553,150	125.6	22,738,244	117.1	5,814,906

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	元 年 度 実質収支
一 般 会 計	264,031,807	262,258,366	1,773,441	1,310,242	463,199	331,088
特 別 会 計	100,025,970	98,461,290	1,564,680	23,480	1,541,200	1,222,129
国民健康保険 事業費	46,916,510	46,467,906	448,604	-	448,604	540,108
地方卸売市場 事業費	423,180	301,859	121,321	-	121,321	133,321
育英事業費	7,933	7,933	-	-	-	-
農業共済事業費	-	-	-	-	-	6,424
公共用地 先行取得事業費	1,239,107	1,239,107	-	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	14,490	14,311	179	-	179	362
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	26,186	26,023	163	-	163	5,965
青少年健全 育成事業費	5,353	5,353	-	-	-	-
介護保険事業費	44,808,016	43,933,620	874,396	-	874,396	465,085
後期高齢者医療 事業費	6,585,195	6,465,178	120,017	23,480	96,537	70,864
合 計	364,057,777	360,719,656	3,338,121	1,333,722	2,004,399	1,553,217

企 業 会 計	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)	(当年度未処分利 益剰余金又は当年 度未処理欠損金)		(前年度繰越利益 剰余金又は前年度 繰越欠損金)	
企 業 会 計	71,323,621	67,128,330	4,195,291	-	15,098,866	8,034,077	
水道事業	7,975,606	7,773,905	201,701	-	1,681,579	981,835	
工業用水道事業	1,725,859	1,191,444	534,415	-	534,415	-	
下水道事業	11,547,517	10,908,788	638,729	-	2,324,684	1,685,955	
モータースポーツ 競走事業	50,074,639	47,254,193	2,820,446	-	10,558,188	5,366,287	

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款		令和2年度			令和元年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
05	市 税	79,557,367	98.7	30.1	80,591,085	101.7	39.3	△ 1,033,718
10	地 方 譲 与 税	795,041	101.2	0.3	785,900	101.3	0.4	9,141
11	利 子 割 交 付 金	73,373	107.1	0.0	68,530	51.9	0.0	4,843
12	配 当 割 交 付 金	411,788	92.7	0.2	444,120	112.2	0.2	△ 32,332
13	株式等譲渡所得割交付金	478,104	200.8	0.2	238,078	75.9	0.1	240,026
14	法 人 事 業 税 交 付 金	654,466	皆増	0.2	-	-	-	654,466
15	地 方 消 費 税 交 付 金	9,427,900	121.5	3.6	7,757,202	96.3	3.8	1,670,698
17	自動車取得税交付金	48	0.0	0.0	160,749	47.0	0.1	△ 160,701
18	環 境 性 能 割 交 付 金	91,334	201.7	0.0	45,283	皆増	0.0	46,051
19	地 方 特 例 交 付 金	459,443	49.0	0.2	936,996	243.5	0.5	△ 477,553
20	地 方 交 付 税	12,499,119	97.3	4.7	12,845,538	105.4	6.3	△ 346,419
25	交通安全対策特別交付金	70,292	111.1	0.0	63,270	101.0	0.0	7,022
30	分 担 金 及 び 負 担 金	697,767	61.1	0.3	1,142,684	75.7	0.6	△ 444,917
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,342,945	93.3	2.4	6,799,270	98.7	3.3	△ 456,325
40	国 庫 支 出 金	104,475,676	215.5	39.6	48,489,422	103.0	23.6	55,986,254
45	県 支 出 金	13,344,304	105.4	5.0	12,658,709	109.8	6.2	685,595
50	財 産 収 入	2,409,494	42.6	0.9	5,653,424	213.7	2.7	△ 3,243,930
55	寄 付 金	216,234	470.0	0.1	46,007	21.4	0.0	170,227
60	繰 入 金	224,220	8.2	0.1	2,741,703	284.5	1.3	△ 2,517,483
65	繰 越 金	751,533	97.6	0.3	769,646	190.1	0.4	△ 18,113
70	諸 収 入	9,399,630	144.0	3.6	6,528,039	98.8	3.2	2,871,591
75	市 債	21,651,729	132.4	8.2	16,356,278	62.6	8.0	5,295,451
合 計		264,031,807	128.7	100.0	205,121,933	99.6	100.0	58,909,874

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款	令和2年度			令和元年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 議会費	774,682	95.2	0.3	814,071	98.3	0.4	△ 39,389
10 総務費	67,785,167	339.8	25.8	19,951,348	117.2	9.7	47,833,819
15 民生費	103,073,681	101.9	39.3	101,148,539	102.9	49.5	1,925,142
20 衛生費	14,212,722	108.1	5.4	13,145,880	99.6	6.4	1,066,842
25 労働費	167,715	106.6	0.1	157,322	95.8	0.1	10,393
30 農林水産業費	145,143	98.9	0.1	146,806	126.2	0.1	△ 1,663
35 商工費	3,247,894	177.2	1.2	1,832,617	131.9	0.9	1,415,277
40 土木費	20,387,733	115.0	7.8	17,733,218	86.2	8.7	2,654,515
45 消防費	6,191,448	127.4	2.4	4,858,555	99.0	2.4	1,332,893
50 教育費	17,143,759	111.1	6.5	15,433,718	92.5	7.5	1,710,041
53 災害復旧費	-	皆減	-	174,829	577.7	0.1	△ 174,829
55 公債費	29,107,852	100.5	11.1	28,957,612	90.9	14.2	150,240
60 諸支出金	20,570	92.2	0.0	22,309	82.3	0.0	△ 1,739
65 予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	262,258,366	128.3	100.0	204,376,824	99.6	100.0	57,881,542

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

		令和 2 年度			令和元年度			比較増減
		前年比	構成比	前年比	構成比			
自 主 財 源		99,599,190	95.5	37.8	104,271,858	105.9	50.8	△ 4,672,668
	市 税	79,557,367	98.7	30.1	80,591,085	101.7	39.3	△ 1,033,718
	使 用 料 及 び 手 数 料	6,342,945	93.3	2.4	6,799,270	98.7	3.3	△ 456,325
	繰 入 金	224,220	8.2	0.1	2,741,703	284.5	1.3	△ 2,517,483
	そ の 他	13,474,658	95.3	5.2	14,139,800	124.3	6.9	△ 665,142
依 存 財 源		164,432,617	163.0	62.2	100,850,075	93.9	49.2	63,582,542
	地 方 消 費 税 交 付 金	9,427,900	121.5	3.6	7,757,202	96.3	3.8	1,670,698
	地 方 交 付 税	12,499,119	97.3	4.7	12,845,538	105.4	6.3	△ 346,419
	国 庫 支 出 金	104,475,676	215.5	39.6	48,489,422	103.0	23.6	55,986,254
	県 支 出 金	13,344,304	105.4	5.0	12,658,709	109.8	6.2	685,595
	市 債	21,651,729	132.4	8.2	16,356,278	62.6	8.0	5,295,451
	そ の 他	3,033,889	110.6	1.1	2,742,926	114.0	1.3	△ 409,554
合 計		264,031,807	128.7	100.0	205,121,933	99.6	100.0	58,909,874

	市税	79,557,367	98.7	30.1	80,591,085	101.7	39.3	△ 1,033,718
	地方譲与税	795,041	101.2	0.3	785,900	101.3	0.4	9,141
	利子割交付金	73,373	107.1	0.0	68,530	51.9	0.0	4,843
	配当割交付金	411,788	92.7	0.2	444,120	112.2	0.2	△ 32,332
	株式等譲渡所得割交付金	478,104	200.8	0.2	238,078	75.9	0.1	240,026
	法人事業税交付金	654,466	皆増	0.2	—	—	—	654,466
	地方消費税交付金	9,427,900	121.5	3.6	7,757,202	96.3	3.8	1,670,698
	自動車取得税交付金	48	0.0	0.0	160,749	47.0	0.1	△ 160,701
	環境性能割交付金	91,334	201.7	0.0	45,283	皆増	0.0	46,051
	地方特例交付金	459,443	49.0	0.2	936,996	243.5	0.5	△ 477,553
	地方交付税	12,499,119	97.3	4.7	12,845,538	105.4	6.3	△ 346,419
	交通安全対策特別交付金	70,292	111.1	0.0	63,270	101.0	0.0	7,022
	市債	6,545,236	93.1	2.5	7,026,778	86.0	3.4	△ 481,542
主な一般財源		111,063,511	100.1	42.1	110,963,529	100.8	54.1	99,982

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税		12,499,119	97.3	4.7	12,845,538	105.4	6.3	△ 346,419
	普通交付税	12,075,400	97.7	4.6	12,360,552	105.7	6.0	△ 285,152
	特別交付税	423,719	87.4	0.1	484,986	98.4	0.3	△ 61,267
臨時財政対策債		6,545,236	93.1	2.5	7,026,778	86.0	3.4	△ 481,542
合計		19,044,355	95.8	7.2	19,872,316	97.6	9.7	△ 827,961

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

		令和2年度			令和元年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費		191,606,178	137.9	73.1	138,900,187	102.2	67.9	52,705,991
	人件費	30,076,753	106.3	11.5	28,283,366	100.9	13.8	1,793,387
	物件費	21,056,876	107.7	8.0	19,555,518	103.5	9.6	1,501,358
	扶助費	74,660,130	99.7	28.5	74,864,503	102.8	36.6	△ 204,373
	その他	65,812,419	406.3	25.1	16,196,800	100.5	7.9	49,615,619
投資的経費		20,432,799	136.6	7.8	14,963,485	79.1	7.3	5,469,314
	普通建設事業費	20,425,616	138.5	7.8	14,748,255	79.0	7.2	5,677,361
	災害復旧事業費	7,183	3.3	0.0	215,230	92.8	0.1	△ 208,047
貸付金等		7,307,430	106.1	2.8	6,884,607	164.7	3.4	422,823
公債費		29,107,752	100.5	11.1	28,957,514	90.9	14.2	150,238
他会計繰出金		13,804,207	94.1	5.2	14,671,031	102.8	7.2	△ 866,824
予備費		-	-	-	-	-	-	-
合計		262,258,366	128.3	100.0	204,376,824	99.6	100.0	57,881,542

義務的経費		129,444,635	100.1	49.4	129,274,183	103.6	63.2	170,452
	人件費	30,076,753	106.3	11.5	28,283,366	100.9	13.8	1,793,387
	扶助費	74,660,130	99.7	28.5	74,864,503	102.8	36.6	△ 204,373
	公債費	24,707,752	94.6	9.4	26,126,314	109.3	12.8	△ 1,418,562

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

人件費		30,076,753	106.3	11.5	28,283,366	100.9	13.8	1,793,387
	職員給与	19,193,852	99.4	7.3	19,317,589	101.8	9.4	△ 123,737
	退職手当	1,537,577	99.5	0.6	1,545,107	92.4	0.8	△ 7,530
	その他	9,345,324	125.9	3.6	7,420,670	100.5	3.6	1,924,654

注2 職員給与は、一般職にかかる給料及び職員手当（退職手当、児童手当を除く。）の総額

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	元年度からの繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市 税	79,411,977	△ 300,000	0	79,111,977	82,312,493	79,557,367	110,787	2,661,179
10	地 方 譲 与 税	785,601	0	0	785,601	795,041	795,041	0	0
11	利 子 割 交 付 金	63,000	0	0	63,000	73,373	73,373	0	0
12	配 当 割 交 付 金	353,000	0	0	353,000	411,788	411,788	0	0
13	株式等譲渡所得割交付金	343,000	0	0	343,000	478,104	478,104	0	0
14	法 人 事 業 税 交 付 金	740,000	0	0	740,000	654,466	654,466	0	0
15	地 方 消 費 税 交 付 金	9,176,000	0	0	9,176,000	9,427,900	9,427,900	0	0
17	自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0	0	0	48	48	0	0
18	環 境 性 能 割 交 付 金	140,000	0	0	140,000	91,334	91,334	0	0
19	地 方 特 例 交 付 金	444,000	0	0	444,000	459,443	459,443	0	0
20	地 方 交 付 税	12,411,000	98,400	0	12,509,400	12,499,119	12,499,119	0	0
25	交通安全対策特別交付金	63,000	0	0	63,000	70,292	70,292	0	0
30	分 担 金 及 び 負 担 金	794,695	△ 94,404	0	700,291	842,943	697,767	6,373	139,210
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,797,514	△ 330,467	0	6,467,047	6,682,569	6,342,945	21,414	318,364
40	国 庫 支 出 金	49,749,382	54,270,247	1,362,444	105,382,073	105,382,486	104,475,676	0	906,810
45	県 支 出 金	13,646,800	9,321	143,518	13,799,639	13,406,652	13,344,304	0	62,348
50	財 産 収 入	1,983,059	331,257	0	2,314,316	2,421,702	2,409,494	0	12,207
55	寄 付 金	61,525	138,814	0	200,339	216,234	216,234	0	0
60	繰 入 金	2,850,555	△ 373,806	0	2,476,749	224,220	224,220	0	0
65	繰 越 金	1	337,511	414,021	751,533	751,533	751,533	0	0
70	諸 収 入	6,732,291	2,485,721	7,205	9,225,217	11,711,857	9,399,630	165,777	2,147,999
75	市 債	23,103,600	528,536	2,070,500	25,702,636	22,710,529	21,651,729	0	1,058,800
合 計		209,650,000	57,101,130	3,997,688	270,748,818	271,624,126	264,031,807	304,351	7,306,917

注1 収入未済額欄は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	元年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	3年度への繰越額	不用額
05	議会費	821,351	△ 31,060			790,291	774,682		15,609
10	総務費	16,278,854	51,606,873	705,967	12,284	68,603,978	67,785,167	94,601	724,210
15	民生費	104,844,279	839,653	987,554	21,077	106,692,563	103,073,681	974,249	2,644,633
20	衛生費	14,096,048	651,671	16,478	56,134	14,820,331	14,212,722	29,849	577,760
25	労働費	162,684	27,852			190,536	167,715		22,821
30	農林水産業費	149,953	△ 1,316			148,637	145,143		3,494
35	商工費	1,565,219	2,089,148	1,532	4,697	3,660,596	3,247,894	201,237	211,465
40	土木費	21,224,176	△ 568,411	1,223,942		21,879,707	20,387,733	1,036,562	455,412
45	消防費	6,310,503	46,673	7,667	5,092	6,369,935	6,191,448	120,708	57,779
50	教育費	14,742,721	2,563,272	1,054,548	34,795	18,395,336	17,143,759	912,180	339,397
53	災害復旧費	1				1			1
55	公債費	29,332,630	△ 223,225			29,109,405	29,107,852		1,553
60	諸支出金	21,581				21,581	20,570		1,011
65	予備費	100,000	100,000		△ 134,079	65,921			65,921
合 計		209,650,000	57,101,130	3,997,688	-	270,748,818	262,258,366	3,369,386	5,121,066

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和元年度末 現在高	令和2年度増減		令和2年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財 政 調 整 基 金	6,954,971	2,474,592	-	9,429,563
減 債 基 金	11,704,532	1,624,022	-	13,328,554
う ち 通 常 分	7,375,068	1,018,154	-	8,393,222
う ち F M 分	4,329,464	605,868	-	4,935,332
公 共 施 設 整 備 保 全 基 金	4,078,741	1,854,382	138,089	5,795,034
う ち 通 常 分	3,836,368	1,248,514	138,089	4,946,793
う ち F M 分	242,373	605,868	-	848,241
公 害 病 認 定 患 者 救 済 事 業 基 金	231,351	-	8,635	222,716
市 民 福 祉 振 興 基 金	1,701,862	13,739	16,102	1,699,499
環 境 基 金	722,303	6,941	25,885	703,359
緑 化 基 金	599,581	800	2,704	597,677
育 英 事 業 基 金	500,135	-	6,393	493,742
動 物 愛 護 基 金	47,048	7,694	5,563	49,179
富 松 住 宅 管 理 基 金	214,099	7,566	-	221,665
青 少 年 健 全 育 成 基 金	438,734	1,560	2,529	437,765
教 育 振 興 基 金	200,981	11,090	6,138	205,933
新 本 庁 舎 建 設 基 金	1,021,480	253,944	-	1,275,424
み ん な の 尼 崎 城 基 金	178,138	3,583	6,200	175,521
文 化 振 興 基 金	10,388	4,789	2,415	12,762
暴 力 団 排 除 活 動 支 援 基 金	1,902	2,172	456	3,618
特 定 非 営 利 活 動 促 進 基 金	-	4,489	3,477	1,012
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 等 基 金	-	151,000	-	151,000
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金	-	32,682	17,191	15,491
SDGs 地 域 活 性 化 基 金	-	10,000	-	10,000
介 護 給 付 費 準 備 基 金	2,271,142	1,204	34,017	2,238,329
国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	3,610,733	383,874	1,054,779	2,939,828
合 計	34,488,121	6,850,123	1,330,573	40,007,671

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

①実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 457,738 \text{千円 (黒字)}}{101,766,110 \text{千円}} = \Delta 0.44\%$$

②連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 40,063,362 \text{千円 (黒字)}}{101,766,110 \text{千円}} = \Delta 39.36\%$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名		実質収支額
一般会計等 対（実質赤字比率）の 対象となる会計	一般会計	458
	育英事業費会計	—
	公共用地先行取得事業費会計	—
	公害病認定患者救済事業費会計	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	—
	青少年健全育成事業費会計	—
実質収支額 A		458
① 実質赤字比率		— (Δ 0.44)

公営事業会計	公営企業会計	水道事業会計	8,480
		工業用水道事業会計	7,366
		下水道事業会計	12,866
		モーターボート競走事業会計	9,353
		地方卸売市場事業費会計	121
	小計 B		38,186
	その他の会計	国民健康保険事業費会計	449
		介護保険事業費会計	874
		後期高齢者医療事業費会計	96
		小計 C	
連結実質収支額 A + B + C		40,063	
② 連結実質赤字比率		- (△39.36)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(令和2年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成30年度	11.38	10.9%
令和元年度	11.69	
令和2年度	9.86	

$$\text{令和2年度単年度の比率} = \frac{20,356,830\text{千円} - 11,453,967\text{千円}}{90,312,143\text{千円}} = 9.86\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比較
実質公債費比率	12.9	12.1	10.9	△ 1.2

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3ヵ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{本市の比率} = \frac{273,153,387\text{千円} - 226,643,654\text{千円}}{90,312,143\text{千円}} = 51.4\%$$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比較
将来負担比率	88.2	67.6	51.4	△ 16.2

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称		令和2年度 決 算	令和元年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	－	－	20.0
	工業用水道事業会計	－	－	20.0
	下水道事業会計	－	－	20.0
	モーターボート競走事業会計	－	－	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	－	－	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「－」表示となっている。

用語解説

語 句	解 説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、各行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語 句	解 説
経営健全化基準	公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の2倍に設定されている。
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。 $\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100 (\%)$ この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
公共施設マネジメント計画	本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「圧縮と再編」、②「予防保全による長寿命化」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。 ①「圧縮と再編」としては、令和元年7月に第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）に係る「今後の具体的な取組」を策定し、また、②「予防保全による長寿命化の取組」としては、平成31年1月に「第1次保全計画」を策定し、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。 ①「圧縮と再編」の取組に伴い生じる不動産売払収入については、原則として基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。

語 句	解 説
サ行	
財政再生基準	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。 ・実質赤字比率の財政再生基準・・・20% 旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% 早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準(20%)に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。 経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。 ・実質公債費比率の財政再生基準・・・35% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の 嵩上げ	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一般会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。
自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

語 句	解 説
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	公営企業や地方公社、第三セクター等も含め、一般会計等が実質的に負担するものを負債として捉えるべきといった考え方に基づいて、現状では財政が健全であっても、実質的な債務が増大することにより、将来の収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性があることから、そのような事態を未然に防ぎ、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するため、地方公共団体の実質的な負債と当該団体の財政規模の償還能力を比較する指標である。
早期健全化基準	実質赤字比率をはじめとする 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から 10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて 11.25%から 15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から 15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて 5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて 16.25%から 20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である 25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は 350%で設定されている。
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受け、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。
タ行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支

語 句	解 説
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。 地方交付税のうち、総額の 94%は普通交付税、6%は特別交付税として交付される。 普通交付税は、自治体ごとに算定される基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、災害等のほか、特別な財政需要など普通交付税の算定に反映されなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高
統一的な基準による財務書類	発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。 なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成 28 年度決算分から作成している。
ハ行	
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ウ行	
臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。
連結実質赤字比率	本市が設置する全 14 会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等（尼崎市）

尼崎市	一般会計		一般会計等					
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計						
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計						
		法非適用企業						地方卸売市場事業費会計(市場事業)
		法適用企業						水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計
	公営事業会計							
	一部事務組合、広域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合						
	地方公社、第三セクター	尼崎市土地開発公社 (債務保証) (社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)						

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ～15%	16.25% ～20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

